

令和 3 年 11 月 23 日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

研修報告書

会 派 名	日本共産党
報 告 議 員 名	福 沢 美 由 紀
参 加 議 員 名	福 沢 美 由 紀
研 修 日	5 月 1 0 日 ～ 5 月 1 1 日
研 修 目 的 等	講義 1 コロナ禍における学校現場と子どもの権利 講義 2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き 講義 3 「コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現 状と課題」 講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展
研修の概要・所感	
<p>子どもの権利と地方自治体の政策</p> <p>講義 1 コロナ禍における学校現場と子どもの権利</p> <p><コロナ禍での学校現場と子どもの権利 より></p> <p>突然の全国一斉休校事件 子どもたちの声を聞く事もなく、子どもたちの学習権も、子どもたちの暮らしも蔑ろにした重大事件として記憶しておかなければならない。状況によっては必要なこともあるが、なんの基準も科学的根拠も議論もないまま基本的人権の制約をするという実績を作ってしまった。『子どもたちの健康・安全を第一に考え多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から…臨時休業を行うよう要請する。』と当時の首相は説明した。しかし感染リスクが学校よりも高い学童保育所や保育所を、一方的に開所することを決めていたことからわかるように、子どもたちの健康・安全を第一に考えたわけではない。先生の講義に子どもたちの困惑する様子、声が紹介されていたが、改めて大人として子どもたちにひどいことをしてしまったと痛感した。</p> <p>今回のコロナによる学校の臨時休業は、学校保健安全法の第20条が根拠となっている。</p> <p>【学校保健安全法】（臨時休業）</p> <p>第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。</p>	

首相の要請は決定でも命令でもない。学校を休校するかどうかを決定するのは学校の設置者というわけである。しかし単純に設置者というと、公立校の場合それぞれの地方公共団体だが、最終的に学校の管理運営の責任を負うのは校長であり教育委員会と言える。今回のような場合、校長たちにも意見を聞き（現場の教師や子どもたちの声を反映する意見）、各市町村ごとにあるいは学校ごとに判断があっても良かったのではないかと感じた。

亀山市の場合、教育長の『学校の設置者である市長に決めていただきました。』との言葉に違和感を感じたのだが、この権限や責任について整理をしておくべきと思う。

<学校をめぐる政策動向と議会の役割 より>

GIGAスクール構想やDX政策についてお話があった。特に粛々と進みつつある1人1台端末の配布についてのお話は納得するものであった。そもそも教育の目的は人格の形成であり、友人との学び合い、多様な教育実践は不可欠である。先生の言われる、端末を配布するだけでは格差の縮小には繋がらないこと、教育実践の裁量が民間企業開発ソフトにより画一化し狭められる恐れがあること、個別最適化は学ぶ意欲の衰退、学びの独創性衰弱の恐れがあることとの指摘は我が事として肝に銘じる必要があると思う。不登校の子たちの学習権を獲得するために使う、コロナでどうしても必要な場合などケースバイケースで環境を整えながら丁寧に進めるべきと思う。

日本は、教育への公的支出はOECD参加国中最下位であり、少人数学級の実現も遅れてきた。まずはこういう所をしっかりと底上げするべきである。

また公共施設の再編による地域学習環境の貧困化も憂慮されていたが、亀山市は真剣に考えなければならない。人口5万人規模で200キロ平方メートルの広さがある市でありながらせめて中学校区に一つが望ましい「図書館」はたった一つ、小さな図書室があるのみで、移動図書館もない。小学校区に一つが望ましい「児童館」も古い児童センターが一つあるのみ、「公民館」に至っては、中央公民館しかない。

全国学力調査の結果のうち、自己肯定感が低いという傾向については、子どものSOSと受け止め、しっかり取り組むべき案件と思う。

子どもの貧困への取り組みの基本として、幼稚園、保育所、小学校・中学校の給食をしっかりと整え、無償化に進めることが求められるのではないか。

そして子どもの権利を守る条例づくりのために、子ども、青年の声を聞き、聞き続ける環境を整えるのが議会の役割と思う。

講義 2 コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き

<保育制度について>

戦後日本国憲法制定を起点に整備された保育所は1947年児童福祉法に位置づけられ三十九条「保育を必要とする乳児幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする」とされている。市町村が保育の実施責任を負い、保育所は公費で運営してきた。国が設定する公定価格はそのままでは職員配置基準と賃金単価が低すぎるため、都道府県や市町村の独自補助を行っている。

コロナ禍で見えてきた保育の問題としては、以前から問題であった保育士不足、賃金の低さ、労働時間の長さである。また施設の基準、面積基準や保育士の配置基準が低すぎるということである。特に保育所の保育士配置基準については少しずつ改善はしてきたものの1948年から変わっていない基準もあり、さらなる改善が求められる。

2015年からの子ども・子育て支援新制度になった。保育所は市場化されそうになっていたが、国民の運動の成果もあり、引き続き市町村が保育の実施責任を負うこととなった。新制度は施設類型が多様化・複雑化し、施設によって基準が違う。就学前の子どもが受ける保育に格差が生じていることは問題である。

少子化ではあっても保育ニーズは増える一方で待機児童は解消をしていない。

新子育て安心プランでは、短時間勤務保育士の活躍促進として、保育士配置の規制緩和が行われた。2021年、『各クラスに1人常勤保育士配置』を撤廃し、『常勤保育士1人に変えて短時間勤務保育士2人を当てることができる』こととなった。担任すべてが短時間勤務保育士でもOKとなる。この規制緩和は、子どもにとっても親にとっても不安材料となるし、保育の質の低下を引き起こす可能性もあると考える。送りで、朝、顔を見た保育士が、夕方のお迎えにはいないことが常態化するのはいかがなものか。専門性の高い保育士をしっかりと育て、賃金など待遇を改善し、働き方の改革をし、保育士不足を起ささないことが、根本対策である。

国が取り組むべきことが多いが、支援の必要な児への保育士加配など、市町村のやるべきこともある。亀山市の取り組みをしっかりと見ていきたい。

講義 3 コロナ禍で見た学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題

コロナで小学校が一斉休校した時も、学童保育は感染リスクの高い状況の中、子どもを預かり毎日を過ごした。この問題について、私は問い続けている。そもそも子ども一人当たりの面積基準が、机や椅子、ロッカーなど移動可能なものが置いてあるところも含めて1.65平方メートルと、狭い中で、密を避けることなど不可能であり、その解決方法もないままであった。体調が悪くなっても学校で言うところの保健室はないところがほとんどで、部屋ではなくスペースがあれば良いとされてきた。ほとんどワンルームで別室さえないところもある。それなのに一方的に開所することが決められ、文句を言う暇もなく必死で子どもと関わり続けた学童保育所の職員の姿を美談に済ませてはならない。学校も市町村も学童保育も子どもを取り巻く同じ立場で最善を尽くすべく子どもの声も聞き動くべきで、学童保育だけ決定事項が上から報告が降りてきて従うのみと言うのは問題である。講師の先生が「私たちは研修で学校との連携を学ぶが、学校は学童保育との連携を学んで来てはいない。」と言われていたのは印象的であった。

指導員についてはコロナ禍以前から課題があり、全国学童保育連絡協議会が国に要望を続けてきた。

<全国学童保育連絡協議会の資料より>

『指導員（支援員）は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です。学童保育では、「子ども一人ひとりと子ども全体に関わることを、同時に、または並行して行う必要があること」「小学1年生から6年生までの子どもの生活・発達・特性を把握して、それぞれに応じた関わりが求められること」「個別に特別な関わりが必要な場合があること」「子どもの安全を守る場面や、ケガや子ども同士のいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子ども教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、子どもたちは、常に同じ場所において同じ行動をとっているわけではありません。室内や屋外などさまざまな場所に分かれて過ごすこともありますし、同じ場所で過ごしていても、各自が別の遊びや活動をすること、おやつ準備と遊び、宿題などが同時並行で行われることもあります。そのため、多くの場合、指導員は分担して連携しながら子どもたちと関わります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員と一緒に保育にあたることもあります。子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営を進めることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的な関わりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保されるようにする必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚と共に確かめ合うことは、指導員が専門的な技能と知識を高めていくことにもつながります。

○指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定められました。

国は「省令基準」で、指導員の資格「放課後児童支援員」と員数について「従うべき基準」を示し、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上おくこと」が義務づけられました。』引用以上

そんなやっとなぜか整えられた基準を、国は従うべき基準から、参酌すべき基準に緩和した。子どもたちの暮らしの安全のためにも豊かな遊びや発達のためにも元の従うべき基準に戻すべきと考える。子どもの居場所が減っていると言われる中で大切な居場所、生活の場、年間を通すと、学校にいる時間より長時間暮らす場である。より良い場所となるよう課題を一つずつ解決していきたい。

講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

子どもの権利論は戦争で多くの子どもが無残にも殺傷された反省から、大人が子どもに最善のものや環境を与える義務があることが明確にされたことが出発点である。(第1次世界大戦を受けての国際連盟による「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」1924年、第2次世界大戦後の国際連合による「児童の権利宣言」1959年など)

1989年 国連総会で「子どもの権利条約」が採択された。日本が権利条約を批准したのは1994年。採択されて32年批准して27年が経つ。

講義では、明治期、大正期、昭和・戦時期、第2次世界大戦後と、歴史的な流れの中で子どもの支配、子どもの権利、子どもをめぐる運動がどのような変遷を遂げたのかを学んだ。戦争中の子どもたちを飢えさせたこと、人権侵害の酷い仕打ちはよく聞く機会もあり、昔ほど子どもの人権が守られず、時代を経るごとに守られるようになったと、簡単に思っていたが、大きな勘違いであった。一概には言えないがその時代その時代で子どもの権利や学びを保障しようとする動きはあり、そのバトンは現代まで行きつ戻りつしながら渡され続けてきたように感じた。昔の方が子どもに対して優しい思想も見られ意外であった。そう言われてみれば、昔の新聞は全てにルビがふってあり、子どもでも新聞を読むことができた、と言う話も、今で言うユニバーサルデザインであり子どもにも優しいと言える。コロナで長い間学校が休校になったのを見て、高齢者の方が「大変なことになったねえ。戦時中でも学校だけはあったのに。あんな時代でも楽しみもあった。」と言われたのも思い出す。子どもを守ろうとする力は(あるいは逆の力も)憲法などの法律だけではなく、暮らしや、文化(文学や歌)にも表れていたと、さまざまな資料をもとに学んだ。

悲惨な戦争の中でも最後まで子どもを守り続けて亡くなったコルチャック先生の話は「子どもの権利条約」の中心を成すようなお話であり、改めて資料を読み解きたいと思う。

子どもの権利条約には、すでに親子関係、学校などのさまざまな保護や管理の権威が、ともすれば子どもの成長を阻害することもあるとの認識がベースに構築されている。子どもを権利の主体として、その地位を社会的に保障するということは、大人が良かれと考える「子どもの最善」だけではなく子ども、それもひとりひとり固有の生存と発達を大切にすることが謳われている。その通りの政治がなされていれば子どもたちは今、もっと幸せであるはずである。せつかく素晴らしい条約があっても、日本は、国連子どもの権利委員会の勧告に対し、誠実に応えていない。真剣に受け止め、反省すべきは反省し、法改正も含めて実践に移すべきである。

全国各地で「子どもの権利条例」が制定されている。作る過程や制定後の検証でも真剣に具体的に子どもや青年の声を聞いているところもあれば、理念条例のところもある。私たちが子どもを戦争と飢えからは絶対に守るという理念は忘れず、①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利がしっかり守られるよう学んだ上で取り組みたい。

できれば、先生がコルチャックの言葉から引用されていた『子どもはだんだん人間になるのではなく、すでに人間である。理性に向かって話しかければ、それに応えることもできるし、心に向かって話しかければ、感じることもできる。』と言う言葉を励みに、亀山の子どもたちの声をたくさん聞いて作り上げたいと思う。